

## 住宅相談およびマンション管理相談の相談日時が変わります

平成27年4月から住宅相談およびマンション管理相談の相談日時が下記のとおり変更となります。

### ●住宅相談

○平成27年3月まで

- ◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）  
毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始休日は除く）  
午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆函館市役所1階市民特別相談室  
毎月第2, 4水曜日（祝日・年末年始休日は除く）  
午前9時30分から午後12時まで
- ◆函館市地域交流まちづくりセンター3階  
毎月第2, 4水曜日（祝日・年末年始休日は除く）  
午後1時30分から午後4時30分まで



○平成27年4月から

- ◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）  
**毎週月・水・金曜日**（祝日・年末年始休日は除く）  
午前8時45分から午後5時30分まで
- ◆函館市役所1階市民特別相談室  
毎月第2, 4水曜日（祝日・年末年始休日は除く）  
午前9時30分から午後12時まで
- ◆函館市地域交流まちづくりセンター3階  
毎月第2, 4水曜日（祝日・年末年始休日は除く）  
午後1時30分から午後4時30分まで

**※事前に電話で予約をしてください。 TEL 40-3607**

## ●マンション管理相談

○平成27年3月まで

◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）

毎週月・木曜日（祝日・年末年始休日は除く）

午後1時から午後4時まで

◆函館市地域交流まちづくりセンター3階

毎週金曜日（祝日・年末年始休日は除く）

午後1時から午後3時まで



○平成27年4月から

◆（一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階相談室）

毎週火・木曜日（祝日・年末年始休日は除く）

午後1時から午後4時まで

◆函館市地域交流まちづくりセンター3階

毎週金曜日（祝日・年末年始休日は除く）

午後1時から午後3時まで